

大きく変わった「年収の壁」企業はどうすればいいの？

複雑な年収の壁を理解し、従業員のニーズとマンパワー不足に対応しましょう。

2025年度の税制改正では、年収の壁を意識せずに働きやすくするため、いわゆる「年収に壁」について、大きく変更になりました。「年収の壁」とは、一定の金額を超えると所得税や住民税（県民税・市町村民税）の税金や社会保険料が新たに発生したり、また、家族が従業員の扶養から外れることにより、控除額が少なくなり、結果として従業員と家族の税金、社会保険料の負担が増加してしまいます。

さらに、昨今の最低賃金の大幅な上昇に、特に社会保険の被扶養者の対応が追いついていないため「年収の壁」内で働きたいパート従業員の働ける時間が制限されている現状があります。

今回は、複数ある「年収の壁」についての理解、改正の内容、その他各種支援策等についてお話したいと考えております。

開催日時 令和7年10月17日（金） 午後1時30分～午後3時30分

会 場 一般社団法人 西北労働基準協会
（五所川原市大字唐笠柳字藤巻 495-3 TEL0173-35-6336）

講 師 五所川原サポートオフィス
社会保険労務士・行政書士 檜川 智 氏

厚生労働省（旧厚生省）の国家公務員として、厚生省、地方医務局（現厚生局）、国立病院などで 18 年勤務後、平成 15 年に五所川原市内で社会保険労務士、行政書士事務所を開業し、地元企業様のご支援により現在に至ります。
また、ファイナンシャルプランナーとして、日本 FP 協会主催の一般向けのお金に関するセミナーや相談会にも講師相談員として参加しています。

定 員 40名程度

受講料 会 員：無 料 ／ 非会員：2,000円

申込締切 10月10日（金）までに下記申込書へご記入の上FAXにてお申込み下さい。

10月17日開催 労務セミナー申込書

（公社）五所川原法人会 宛 令和 年 月 日
FAX 0173-35-1822

事業所名

TEL FAX

参加者名	参加者名